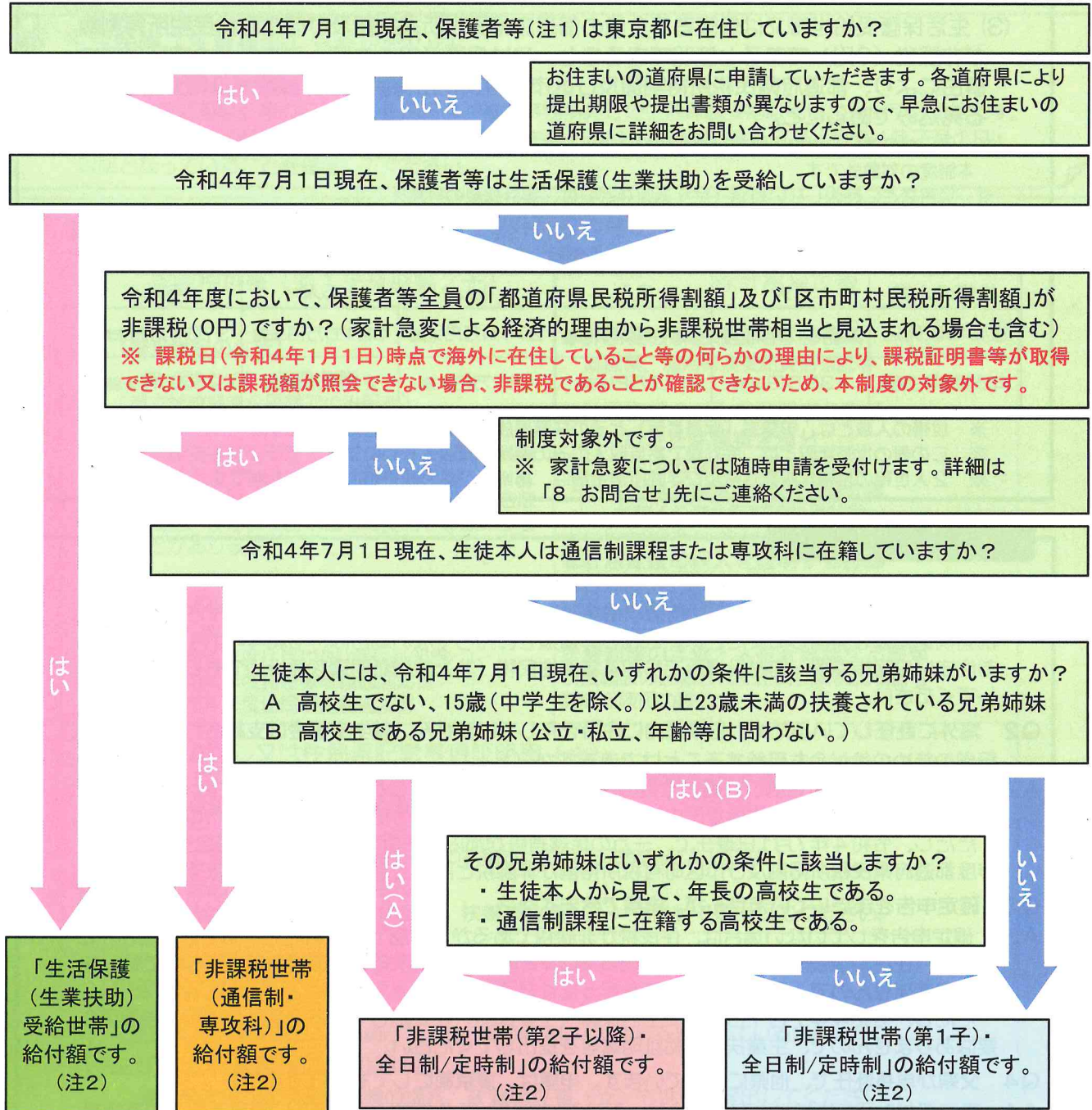


令和4年度 東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度の御案内

「奨学のための給付金」とは、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金（定額）が保護者等の口座に振り込まれる制度です。

※「就学支援金」、「給付型奨学金」とは提出期限・認定基準等が異なります。十分確認してください。
 ※「奨学のための給付金」を申請しない方は、申請書類等の提出は不要です。

1 対象確認シート（年額給付）



(注1) 保護者等とは、原則として生徒の親権を持つ者です。親権者がいない場合は、生徒の主たる生計維持者となります。
 (注2) 保護者等の扶養状況によって、給付金額が異なる場合があります。

2 給付額（年額）

	全日制/定時制	通信制	専攻科
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	32,300円	
非課税世帯(第1子)	114,100円	50,500円	50,500円
非課税世帯(第2子以降)	143,700円		

※ 返済不要です。 ※ 給付時期は令和4年12月以降です。